

# 瀬戸内国際芸術祭 2025 に向けた SNS 広告配信業務仕様書

## 1 業務名

瀬戸内国際芸術祭 2025 に向けた SNS 広告配信業務

## 2 委託期間

契約締結日から令和 7 年 3 月 31 日まで

## 3 業務実施の目的

瀬戸内国際芸術祭 2025 に向けて、開催周知、作品鑑賞パスポートと公式グッズの販売を主として芸術祭に関する情報を SNS 上の広告で海外、国内に発信し、認知度向上とパスポート・グッズ購入を促し、来場者増加を狙う。

## 4 業務内容

### (1) 基本的な考え方

当実行委員会が開設している 3 つの公式 SNS (Instagram、X、Facebook) を活用して、ターゲット層に対して広告配信と運営管理を行うこと。

また、広告配信を実施するにあたっては適切な事前設定 (ビジネスプロフィール) を行い、提供されるアカウント情報は第三者に漏れないよう厳重に管理すること。

### (2) ターゲット等

これまでアプローチできていなかった対象に対して主に配信し、新規ファン獲得を狙いたい。本業務において設定しているターゲットやその地域・志向は、次の①②のとおりとするが、事業者の分析により新たな提案を妨げるものではない。詳細なペルソナ設定は、上記 3 の目的の趣旨を踏まえたものとし、設定した理由を含めて企画提案すること。

#### ①海外

目的：パスポート・グッズ購入を促すが、瀬戸内国際芸術祭の認知度向上を優先する。

地域：バンコク、北京、シンガポールを主として、その他ソウル、上海、台北、香港

志向：現代アートに関心がある層

#### ②国内

目的：下記の地域の認知度向上だけでなく、作品鑑賞パスポート・グッズ購入に至るまでを狙う。

地域：名古屋、福岡、金沢、札幌、仙台、北関東といった主要都市を主として、その他東京、大阪

志向：旅や地域文化に関心がある層

### (3) 配信時期

提案を求める。なお、開催概要、作品鑑賞パスポートは、10 月 24 日 (木) の企画発表会終了後から、公式グッズ販売は、2 月もしくは 3 月頃から情報が解禁されることを踏まえて分析し、提案することとする。

### (4) 広告記事の作成及び配信

#### ①基本的な考え方

- ・上記 3 目的と 4 (2) のターゲットを踏まえながら、効果を最大化する戦略とそれを実現する仕組みを提案すること。

#### ②広告記事の作成・配信

- ・①を踏まえ広告記事・バナーの作成及び配信を行うこと。
- ・海外向けに関して、言語対応も行うこと。
- ・広告記事内容の種類は 2 種類程度を想定している。
- ・新規フォロワーの獲得を図るため、投稿の配信先は、4 (2) において設定したターゲット層で公式アカウントをフォローしていない人を狙うこと。

### (5) 広告配信の結果報告・検証

- ・実施した広告記事及び投稿記事ごとにインプレッション、エンゲージメント、リーチ数、クリック（率）、シェア（リポスト）、いいね数、コメント数の結果を、通算、月、週、日別、時間帯、性別、地域などの項目別に報告すること。
- ・実施した広告結果の検証・分析を行い、その結果報告と効果向上提案を含めて報告すること。また効果向上提案について具体的に検討できることがあれば記載すること。

#### (6) 独自提案

その他、本委託事業の目的達成のために効果的と考えられる独自の取組みを具体的に提案し、その理由も説明すること。

### 5 県への報告

#### (1) 分析結果の報告

フォロワー数や登録者数の推移、登録者の属性の傾向等について、適宜評価、報告を行い、配信内容や配信方法に関する改善提案を行うこと。

また、年度途中で県が指定する日又は令和7年3月31日までに委託期間内の配信状況と登録者数等の推移について整理したうえでSNS運用全体に係る評価・分析を行い、改善提案と併せて県へ報告すること。

### 6 作成物の帰属

#### (1) 著作権の帰属等

本業務で新たに生じた著作物の著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第21条(複製権)から第28条(二次的著作物の利用に関する著作権の権利)までに規定する全ての権利)については、実行委員会に帰属するものとする。なお、作成物等を、実行委員会がホームページやパンフレット等の印刷物及び雑誌の広告等に使用する場合、追加負担なく使用できるものとする。

#### (2) 著作者人格権の不行使

受託者は、県の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条(公表権)及び第19条(氏名表示権)を行使することができない。

#### (3) 第三者が権利を有する著作物

納入される成果物に第三者が権利を有する著作物(以下「既存著作物」という。)が含まれている場合は、実行委員会が特に使用を指示した場合を除き、受託者の責任と負担において、当該既存著作物の使用許諾契約に係る一切の手続きを行うこと。

#### (4) 第三者との紛争処理

本業務に基づく作業及び成果物に関して、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、受託者の責任と負担において一切を処理すること。

### 7 費用負担

本仕様書に特段の定めがある場合を除き、本業務の履行に必要な経費は全て受託者の負担とする。

### 8 支払方法

委託料は、原則として事業完了後の完了払いとする。

### 9 業務の適正な実施に関する事項

#### (1) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務の一部について、予め実行委員会が認めた場合はこの限りではない

#### (2) 個人情報等の管理

本業務の遂行にあたっての情報管理については、次の点に留意すること。

- ・個人情報等の管理を適正かつ厳格に行うこと。
- ・事業の遂行を通じて知り得た情報を漏らしてはならない。なお、業務終了後も同様とすること。

## 10 その他

本仕様に掲げる事項の他、本業務を遂行するために必要な事項については、実行委員会と協議の上指示に従うものとする。